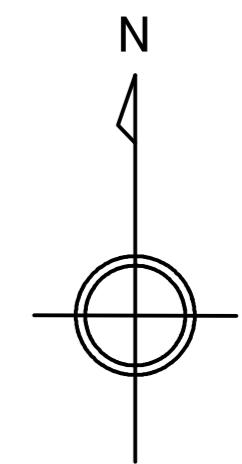


久喜市  
都市計画法第34条第11号に基づく区域(浸水ハザードエリア重ね図)No44L

令和四年一月現在



37	38	39
43	44L	



凡例

	条例第3条第1項に基づく土地 ただし、指定した土地の区域の うち、都市計画法施行令第2.9 条の9各号に掲げる土地の区域 農業振興地の整備にに関する 法律第8条第2項第1号に規定 する農地又は採草放牧地に該当する 4条及び6条第1号口に掲げる農 地及び5条第2項第1号口に 掲げる農地又は採草放牧地を除 <環境の保全に支障があると認 められる予定建築物の用途は 住宅の用に供する一戸建ての 住宅（賃貸の用に供するものを 除く。）以外の建物とする。） (最低敷地面積300m <sup>2</sup> が適用され る区域)
	条例第3条第1項に基づく土地 ただし、指定した土地の区域の うち、都市計画法施行令第2.9 条の9各号に掲げる土地の区域 農業振興地の整備にに関する 法律第8条第2項第1号に規定 する農地又は採草放牧地に該当する 4条及び6条第1号口に掲げる農 地及び5条第2項第1号口に 掲げる農地又は採草放牧地を除 <環境の保全に支障があると認 められる予定建築物の用途は 住宅の用に供する一戸建ての 住宅（賃貸の用に供するものを 除く。）以外の建物とする。） (最低敷地面積300m <sup>2</sup> が適用され ない区域)
	【浸水ハザードエリア】 都市計画法施行令第2.9条の9 第1号又は第7号（第1条第1 項第2号口に限る。）に該当す る区域 (利根川、江戸川、荒川、小山 川又は中川が氾濫した場合の想 定浸水深が3m以上である土地 の区域)